

## 第2章 施策の展開

### 1 思いやり深まるまちづくり

#### (1) 男女共同参画の理解を深めるための啓発をします

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
1	市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇固定的な性別役割分担の意識を見直すため、広報・啓発を通じて男女共同参画が男性にとっても重要であることの理解の促進に努めます。</li> <li>◇男女共同参画週間等において、男女共同参画社会の形成の促進を図る学習活動や啓発を進めます。</li> <li>◇男女共同参画の必要性や男女平等の理念に対する理解を深めるため、市民が学び合い、情報交換できるような場づくりや講座等の学習内容の充実に努めます。</li> <li>◇男女共同参画についての悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図るとともに広報に努めます。また、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、相談者のプライバシーや個人情報保護等、厳重な対応に努めます。</li> </ul>	
NO.	基本施策		担当課
2	意識調査や統計調査による実態把握の充実		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画の取組みや働く女性の実態等に関して、意識調査等を実施し、その実態把握に努めるとともに、今後の諸施策への反映を進めます。</li> </ul>	
NO.	基本施策		担当課
3	メディア・リテラシー※向上のための啓発		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇女性を蔑視したり、固定的な考えに基づいて男女を表現する言葉やイラスト、映像等が改められ、適切な表現が普及するよう、マニュアルの作成や啓発を通じて市民や各種団体、事業所等に呼びかけます。</li> <li>◇市民がメディアの情報を主体的に判断して選択・活用する能力を高めるための啓発、学習機会の提供に努めます。</li> </ul>	

※メディア・リテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

## (2) 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

NO.	基本施策		担当課	
4	<b>教育等を通じた意識改革の促進</b>		市民課 学校教育課	
	今後の方向性	<p>◇学校教育における男女共同参画に関する教育と生活指導の必要性について、また、男女共同参画社会を実現するための研修機会の充実等、教職員への啓発に努めます。</p> <p>◇幼少期からの男女共同参画学習機会の提供に努めます。</p>		生涯学習課 子ども未来課
		<p>◇家庭教育の役割も重要であることから、学校・こども園・保育所を通じて、また社会教育等により、保護者への啓発に努めます。</p>		
NO.	基本施策		担当課	
5	<b>学校と連携した性教育等の実施</b>		学校教育課	
	今後の方向性	<p>◇性の不安や悩みに対する相談に応じ、子ども達の性への健全な感覚を培うよう努めます。</p>		
<p>◇学校と連携し、発達段階に応じた適切な性に関する教育・学習の充実、薬物の使用や喫煙・飲酒に対する教育・指導の充実に努めます。</p>		健康推進課 学校教育課		

## 2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

### (1) まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
6	今後の方向性	<b>行政機構の見直し</b> ◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。 ◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。 ◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組みを進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。 ◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。 ◆「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主行動計画に基づく施策を推進します。	人事課
		◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整えます。	政策企画課
NO.	基本施策		担当課
7	今後の方向性	<b>各種審議会等への女性の参画推進</b> ◇男女がともに意欲や能力を発揮できるまちづくりを実現するため、審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。 ◇審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用等によって、より幅広い層からの参画促進に努めます。	全課
NO.	基本施策		担当課
8	今後の方向性	<b>地域における積極的な女性の参画</b> ◇男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、性差に関係なく地域の誰もが活躍できる新たな地域コミュニティの実現に向けて、地域への啓発に努めます。 ◇子育て期間中の男性がしっかりと子育てに関われるよう、男女の地域活動のあり方を地域とともに検討します。	コミュニティ推進課

	◇男女がともに意欲や能力を発揮できるよう各種まちづくりの取組みへの女性の参画を積極的に推進します。	全課
--	---	----

## (2) 女性の活躍を促進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	女性のネットワーク形成		
9	今後の方向性	◇家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が情報交換できる場づくりに努めます。	商工振興課
		◇「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	女性の能力開発とリーダー育成		
10	今後の方向性	◆公益財団法人京都産業 21 北部支援センター、職業訓練法人丹後地域職業訓練協会等と連携し、女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めます。	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。	市民課
		◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。	市民課 学校教育課
NO.	基本施策		担当課
	防災・災害対応への男女共同参画の推進		
11	今後の方向性	◇災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。	総務課
		◇地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。	
		◇男女共同参画の視点に立った災害や防災に関する備えや知識の普及、情報提供に努めます。	市民課
NO.	基本施策		担当課
	雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進		
12	今後の方向性	◇女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。	市民課 商工振興課
		◇企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。	
		◇市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。	

		◇企業における男女間の賃金格差の是正等をはじめ、登用機会・待遇の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組みを支援するよう情報提供に努めます。	商工振興課
NO.	基本施策		担当課
	多様な就業形態の普及		担当課
13	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新たなワークスタイルとしてテレワークを確立し、男女が仕事と家庭を両立することができる就労確保に努めます。</li> <li>◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な就労形態の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。</li> <li>◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。</li> </ul>	商工振興課
NO.	基本施策		担当課
	農林漁業における男女のパートナーシップの促進		担当課
14	今後の方向性	◇男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、農林漁業者への「家族経営協定」の締結等の学習機会や啓発活動の充実に努めます。	農業振興課 海業水産課
NO.	基本施策		担当課
	女性の活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与		担当課
15	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組みを行う企業に対する表彰や、好事例の発信により、市内事業主の女性の活躍推進に向けた取組みを行います。</li> <li>◆府の認証制度を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内事業者から優先して物品を調達できる取組みの導入を検討します。</li> </ul>	市民課 入札契約課
NO.	基本施策		担当課
	職場におけるハラスメントの根絶		担当課
16	今後の方向性	◆セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の根絶に向けて、広報等を通じてこれらを許さない市民への意識啓発や、女性が安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組みを促進します。	市民課

### (3) ワーク・ライフ・バランスを推進します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.		基本施策	担当課
		家庭における男女の家事、育児、介護の分担	
17	今後の方向性	◇男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担うという意識の醸成を図り、これらに必要となる実践的な知識・技術を身につける講座を開催します。	市民課
NO.		基本施策	担当課
		男性の長時間労働の見直し	
18	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆長時間労働を抑制しながら、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、・フレックスタイム制度、時差勤務などの柔軟な業務時間のあり方等の周知啓発に努めます。</li> <li>◆企業における男性の積極的な育児参画を進めるため、各種休暇の取得促進に向けた周知啓発に努めます。</li> </ul>	市民課 商工振興課

#### (4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
19	今後の方向性	<p style="text-align: center;"><b>起業支援・就労支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関と連携し、起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、農業や漁業、機業等自営業を営む世帯の女性に対する、経営や技術に関する研修機会の充実、支援に努めます。</li> <li>◆国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。</li> <li>◆女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる就労形態や専門資格等を活かした再就職支援のあり方について検討を進めます。</li> </ul>	商工振興課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆起業、就労、子育て支援等、地方創生に向けた施策を総合的に推進することにより、子育て世代を中心に本市への移住が魅力を持って促されるよう環境づくりを行います。</li> </ul>	全課
NO.	基本施策		担当課
20	今後の方向性	<p style="text-align: center;"><b>婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆婚活支援の各種イベント、セミナー等の機会を活用して、男女共同参画に通じる知識等を学ぶ機会の提供に努めます。</li> </ul>	政策企画課 市民課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男性の働き方の見直しや、男女が協力して子育てにかかわることについての実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努め、父親が家事・育児へ参画することの重要性を啓発します。</li> <li>◆女性の職業生活における活躍の推進への市民の関心と理解を深めるため、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。</li> </ul>	市民課
NO.	基本施策		担当課
21	今後の方向性	<p style="text-align: center;"><b>地域で子育てを支える環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。</li> <li>◇市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して、介護や育児を経験した女性の能力を活かした子育て支援の充実に努めます。</li> <li>◇地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応に努めます。</li> </ul>	子ども未来課



### 3 寄り添い支え合うまちづくり

#### (1) 生涯を通じた健康づくりを充実します

NO.	基本施策		担当課
	生涯を通じた健康づくり支援		
22	今後の方向性	◇健康診査、がん検診を受診しやすい条件整備に努めるとともに、男女の性差やそれぞれの年代に応じた健康教育・健康相談等の充実を図ります。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	妊娠出産期等における健康づくり支援		
23	今後の方向性	◇安心して妊娠・出産ができるよう、不妊治療等や妊婦健診の費用の負担軽減をはじめ、保健指導・相談の充実等、環境整備に努めます。	健康推進課

#### (2) 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します

※◆京丹後市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

NO.	基本施策		担当課
	子どもの健やかな成長支援		
24	今後の方向性	◇各種乳幼児健診の充実努めるとともに、疾病や発達の遅れ等がみられる乳幼児への早期対応や子育て不安の解消に向けた相談活動を行い、子どもの健やかな成長の継続的な支援に努めます。	健康推進課
NO.	基本施策		担当課
	保育サービス・高齢者介護支援体制の充実		
25	今後の方向性	◆延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、休日保育や病後児保育の実施、放課後児童クラブ、一時預かり保育事業の充実等、多様なサービス展開を図ります。	子ども未来課
		◆本人や家族の介助ニーズに対応したサービスの充実や質の向上に取組み、介護家族の負担軽減を図ります。 ◆家庭で介護・介助に携わる人を支援するための学習機会の提供や人材育成の推進に努めます。	長寿福祉課
		◆ダブルケア*の問題等、介護や子育て両方の負担に悩む男女を支えるため、きめ細やかなサービスの充実努めます。	子ども未来課 長寿福祉課

※**ダブルケア**：親の介護と子育てを同時にしなければならない状態。近年、少子化と高齢化の同時進行や女性の晩婚化で出産年齢が高齢化していることから、こうした課題を抱える世帯が全国的に増加している。

### (3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

NO.	基本施策		担当課
	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進		
26	今後の方向性	<p>◇高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるため、シルバー人材センター、老人クラブ等との連携、協力体制をとりながら、学習機会、健康教室、地域や世代間の交流等の充実を図ります。</p> <p>◇性別にかかわらず、それぞれの特技や能力を發揮できるよう就労意欲に応じた多様な就労の機会づくりを促進します。</p>	長寿福祉課
NO.	基本施策		担当課
	障害者の雇用・社会参加の促進		
27	今後の方向性	<p>◇自立支援協議会やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携して、職場実習や企業訪問等を実施し、障害者雇用を推進します。</p>	障害者福祉課
NO.	基本施策		担当課
	外国人が暮らしやすい環境づくりの推進		
28	今後の方向性	<p>◇日本人市民と外国人市民の相互理解を深め、外国人市民の自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、交流事業の実施や外国語の学習機会の提供、通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>◇多文化共生を促進し、相互の人権尊重を図るため、多言語による情報提供や相談体制の充実に努めます。</p>	政策企画課

#### (4) ひとり親家庭等の自立を支援します

NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実		
29	今後の方向性	◇ひとり親家庭の抱える様々な課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実に努めます。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	経済的自立に向けた支援		
30	今後の方向性	◇養育費の確保に向けた支援、保育サービスや自立支援に関する福祉サービスの充実等により、安心して子育てと仕事ができるよう支援します。 ◇職業能力向上のための技能研修会等、就労支援を推進するとともに、新たな制度の周知を図ります。	生活福祉課
NO.	基本施策		担当課
	地域活動等に参加できる環境づくり		
31	今後の方向性	◇社会的に孤立することなく地域で安心して暮らせるよう、地域住民同士の交流を促進します。	生活福祉課

## 4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

### (1) 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

NO.	基本施策		担当課
	性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知		担当課
32	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ストーカー行為等、様々な暴力の根絶に向けて、これらを許さない意識の醸成を図るための、取組みを進めます。</li> <li>◇ 広報・ホームページへの掲載等により、ストーカー規制法等に関する情報提供を行います。</li> </ul>	市民課
NO.	基本施策		担当課
	相談体制の充実と被害者支援		担当課
33	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 広報により、国や府、警察や市、犯罪被害者支援センター等が行っている被害者支援や相談窓口の周知を図ります。</li> <li>◇ 女性相談や女性電話相談等を通して、性暴力、性犯罪、ストーカー被害の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。</li> </ul>	市民課

(2) DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

NO.	基本施策		担当課
34	<b>DVの未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知</b>		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇配偶者等からの暴力をなくす啓発期間において、DV防止法の周知や暴力についての学習・啓発活動を実施します。</li> <li>◇民生児童委員や人権擁護関係団体の協力を得て、地域における身近な相談窓口の周知を図ります。</li> <li>◇相談業務を円滑にするため、研修等の受講により、相談技術の向上に努めます。</li> </ul>	
NO.	基本施策		担当課
35	<b>相談体制の充実と被害者支援</b>		市民課
	今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。</li> <li>◇被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し、犯罪被害者支援に努めます。</li> <li>◇関係機関と連携し、男性でも相談しやすい環境の整備・啓発に努めます。</li> <li>◇国や京都府と連携し、加害者更生支援について啓発に努めます。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇女性相談や女性電話相談等を通して、DVの悩みを持つ市民の心のケアに努めます。</li> <li>◇DVがある家庭の子どもの状況把握に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。</li> </ul>	市民課 子ども未来課